

添付資料5-13 福利厚生サービス提供業務に係る要求水準

| 内容 | 項目 | 要求水準 |
|-------------|--------|---|
| 食堂運営に係る要求水準 | 業務提供時間 | <ul style="list-style-type: none"> ・業務提供時間帯については、原則として開庁日の11時30分～14時、17時～20時を含めることとし、執務時間帯を考慮して、円滑に国の職員に対するサービスが提供できるように設定する。 ・17時～20時の時間帯については、新庁舎又は8号館の少なくともいずれか一方の食堂で営業する。 ・営業日及び営業時間帯は、業務開始後の利用状況等により、国と協議のうえ、利便性に支障がないと判断された場合、見直すことは可能とする。 |
| | 業務提供方式 | <ul style="list-style-type: none"> ・8号館の業務提供方式については、原則としてカフェテリア方式によるセルフサービスとし、速やかに飲食物を提供する。ただし、新庁舎の食堂運営を妨げず、かつ、事業者負担による8号館の食堂改修を前提とした場合、8号館の業務提供方式の変更を可能とする。 なお、現行事業終了後から食堂運営に係る準備が行われ、一定期間を要することが想定されることを鑑みて、業務提供開始日からカフェテリア方式によるサービスの提供が難しい場合には、国との協議により、当該期間中に限り、後述する新庁舎の業務提供方式に係る要求水準を満たす方式による業務の実施も可能とする。その場合、当該業務の主旨を踏まえた可能な限り早期の業務開始を前提とすること。 ・新庁舎と8号館の役割分担を検討したうえで、食堂の混雑緩和や利用者満足度向上に寄与する一体的な食堂運営を行う。 ・新庁舎の業務提供方式については、独立採算事業としての経済効率性を追求しつつ、利用者の高い満足度が継続的に得られることを条件に、以下の形態、もしくは、以下の形態の組合せや複数業者の集積など、サービス提供の形態を事業者の提案に委ねるものとする。ただし、サービスの提供形態に応じた、加温サービスを合わせて提供すること。 ①その場で自ら調理した食事を供する形態 ②予め調理加工された食材をその場で加熱調理し食事を供する形態 ③予め調理を終えた食事を供する形態 ④それらを持ち運びできる様に供する形態 |
| | 業務提供内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・食事メニューは、国の職員のニーズ動向を踏まえたうえで良質なものを提供する。提供する食事は参考資料5-7や実際の利用状況を踏まえ、(4)売店で販売する食事と合わせ、必要な食数を提供し、全体として不足がないように計画すること。 ・料金は提供サービスに見合った金額の範囲内で可能な限り低廉な設定に努めること。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・11時30分から14時以外の時間帯において、貸切利用のニーズに対応する。食堂一部の貸切（歓送迎会等にて使用）及び事前予約等によるオードブル等やアルコール類の提供を行う。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・給水器等により、水及び茶を無料で提供する。 |

添付資料5-13 福利厚生サービス提供業務に係る要求水準

| 内容 | 項目 | 要求水準 |
|------------------|----------------------|---|
| 喫茶室運営に係る要求水準 | 業務提供時間 | <ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎における業務提供時間帯については、原則として開庁日の8時30分～18時30分を含めることとし、執務時間帯を考慮して、円滑に国の職員及び来庁者に対するサービスが提供できるように設定する。なお、開館時間を超えての営業はできないものとする。 ・8号館については、新庁舎との一体運営を行う上で効果的な業務提供時間にてサービスを提供する。 |
| | 業務提供方式 | <ul style="list-style-type: none"> ・原則としてテイクアウトを中心としたセルフサービス方式とし、速やかに飲食物を提供する。 |
| | 業務提供内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・食堂との一体的な運営を行うことを妨げない。 ・要望があった場合は、会議室等への飲食物のケータリングを行う。 ・提供する飲食物は、通常の喫茶店やカフェと同等程度のものとし、国の職員及び来庁者のニーズに応じたものとする。 |
| 売店運営に係る要求水準 | 業務提供時間 | <ul style="list-style-type: none"> ・業務提供時間帯については、原則として開庁日の8時00分～22時30分を含めることとし、執務時間帯を考慮して円滑に国の職員に対するサービスを提供できるように設定する。 |
| | 業務提供内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・販売品目・サービスは通常の売店やコンビニエンスストアと同等程度であり、国の職員及び来庁者のニーズに応じたものを提供し、たばこの販売は行うものとする。 ・国の職員のニーズに合った良質な書籍を提供し、刊行物類の販売を行うこと。 ・欠品が無いように補充する。 |
| 自動販売機運営に係る要求水準 | 業務提供場所 | <ul style="list-style-type: none"> ・リフレッシュコーナー等に自動販売機を設置する。 |
| | 業務提供時間 | <ul style="list-style-type: none"> ・24時間サービスを提供する。 |
| | 業務提供内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・販売する飲食物等は、国の職員のニーズに応じたものとし、良質なものとする。また、欠品が無いように補充する。 ・飲料のほか、菓子パン・カップめん等の自動販売機を設置するものとする。 |
| 福利厚生諸室の清掃に係る要求水準 | 床 | <ul style="list-style-type: none"> ・弾性床は、定期的に表面洗浄、剥離洗浄等により、汚れの付きにくい状態を回復する。 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・硬質床は、定期的に表面洗浄、剥離洗浄等の清掃により、汚れが目立たない状態を回復する。 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・繊維床は、定期的にスポットクリーニング、全面クリーニング等の清掃により、汚れが目立たない状態を回復する。 |
| | 壁、窓台、什器備品 | <ul style="list-style-type: none"> ・福利厚生諸室運營業務従事者により、日常的に拭きを行い、汚れのない状態を維持する。 |
| | グリースフィルター グリストラップ | <ul style="list-style-type: none"> ・油脂等が排水設備に混入しないよう日常的に清掃を行い、適切に機能する状態を維持する。 |
| 厨房設備の維持管理に係る要求水準 | | <ul style="list-style-type: none"> ・日常的に異常及び汚損等の有無の点検及び必要な保守を行い、適切に使用できる状態を維持する。 |